

## 千葉市からの事務連絡事項

担当

### 【幼保運営課】

#### 1 各種補助金に係る提出書類の取り扱いについて【資料なし】

[助成第1班]

TEL:043-245-5729

現在、各種補助金に係る書類を窓口で提出される場合、窓口にて担当者をお呼びいただき、手渡しする形式をとらせていただいておりますが、今年度（新庁舎移転後含む。）についても同様に手渡しでお願いできればと思っておりますので、改めてのご連絡となります。

##### <手渡しとする理由>

書類を入れておく箱を作り、そこに園の皆様が書類を入れられるようにする形も検討したのですが、以下の理由により、現時点では見送りとさせていただきます。

- ・新庁舎におけるレイアウト上、書類入れを置く場所がなく、また窓口と職員との間に距離があり、仮に置けたとしてもセキュリティの面から不安があるため。
- ・担当者による内容確認の必要があるため。

##### <対象>

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所

#### 2 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について

[助成班]

TEL:043-245-5729

4月21日付で国から通知が発出され、5月2日に各園の皆様へ展開をいたしました。改めてお知らせです。

なお、この通知による給付費等への影響については、国等に確認の上、適宜共有させていただきます。

##### <概要（常勤の定義）>

###### 変更前

各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間以上の者

###### 変更後

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

##### <対象>

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所

**3 令和5年度 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の交付申請について【資料なし】**

[助成第1班]

村松

TEL:043-245-5729

5月上旬頃にメールにて書類提出の依頼をしておりますので、期日までの提出にご協力の程お願いいたします。

新規申請者の住民票等準備に時間のかかる書類に関しては、事前に準備いただきますようお願いいたします。

**○申請書等の提出期限：令和5年5月31日(水)**

<対象> 保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設

**4 令和5年度 保育士等給与改善事業補助金の交付申請について【資料なし】**

[助成第1班]

中屋

TEL:043-245-5729

先日、交付申請の依頼をさせていただきました。データをご提出いただき、内容確認後、当課より紙媒体での提出のご連絡をお送りしますので、連絡後は速やかに交付申請書等をお送りいただきますようお願いいたします。

**○データ提出期限：令和5年5月24日(水)** ※データチェック後にメールにて、紙媒体の送付依頼をいたします。

<対象> 保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所

**5 令和5年度 処遇改善等加算Ⅲに係る金額の算定方法について【資料なし】**

[助成第2班]

岡野

TEL:043-245-5735

令和5年度より、処遇改善等加算Ⅲに係る金額の算定方法が変更となる予定です。具体的な算定方法に関して、国からは(案)ベースで示されておりますが、今後変更の可能性があるため、確定で示され次第早急にご案内いたします。

<対象> 保育園、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業